

## 裁判員経験者との意見交換会（第3回）議事録

### 1 開催日時

平成24年12月14日(金)午後3時00分～午後5時00分

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者

裁判員経験者6名

（裁判所）大島隆明所長（司会），手崎政人裁判官

（検察庁）天田佑検察官

（弁護士会）木村基之弁護士

（事務担当者）河合茂春事務局長，伊藤良信刑事首席書記官，原田出総務課長，

安野明彦刑事訟廷管理官，川岸哲成総務課課長補佐，松浦正人総

務課庶務係長

### 4 意見交換

発言内容は別紙のとおり

(別紙)

## 意見交換会における発言

(司会)

最初に裁判員を経験した御感想を伺います。

(1番)

裁判員裁判を自分で経験するまでは単なる傍観者でした。こんな経緯だったのかとか、過程などは気にすることはありませんでした。経験してからは、新聞を読みながら、どういう判断をしたのか考えるようになりました。今までは、悪いことをしたな、で終わっていたのが、犯罪を起こした理由を考えるようになりました。いい経験をしたと思っています。

(2番)

5日間、非日常的なことばかりで、話も難しかったのですが、いい経験になったと思います。裁判員をやるとなると、初めての経験になるので戸惑うことも多かったですし、書類もいっぱいあったので、頭に入れるのが大変だなというのが印象的でした。

(3番)

最初は戸惑いが大きかったのですが、長時間、皆さんと意見を交換し合ってわかったことや、裁判が進む様子が理解できました。終わってから新聞のニュースもよく読むようになって、裁判に対し興味を持つようになりました。昨日ですが、ニュースで似たような事件が放送されていて、自分が参加させていただいた裁判と重なる部分がありましたが、そういったことを考えることも多くなりました。いい経験をさせてもらったと思っています。

(4番)

裁判員をする前は、裁判について全く無関心だったのですが、実際に裁判員を経験させてもらって、石川県では、先週は老々介護の上での殺人未遂だったと思うのですが、県内だけではなく全国の裁判員裁判に少し興味を持つようになって、裁判

に関するニュースや新聞を見ている。裁判の流れを少しわかった上で見ていると、これまでは市民感情というか、こんな事案はもっと厳罰にすべきだななどと思っていましたが、中間的な立場で見ると、これが刑として相当ということも理解できるようになりました。

( 5 番 )

裁判の流れとか、多くの人が動いていることがよくわかりました。出席したことによって裁判の流れや人の考えがわかり、よかったと思います。

( 6 番 )

裁判には興味も関心もなく、裁判所にも縁がなかったので、マイナスイメージしかなかったのですが、そんなに悪い所でもないなと思いました。裁判員裁判の記事は、今までは飛ばして読んでいたのですが、裁判員を経験してからは気になるようになり、全国版の記事でも関心が向くようになりました。広い意味で自分にとってプラスになったと思います。

( 司会 )

裁判員制度が導入された趣旨の一つになりますが、これまで裁判所というと国民との距離があまりに遠すぎて、関心を持ってもらえない、裁判という重要な機能についてきちんと理解が得られていないのではないかということがあり、一般の方にも裁判員の経験をされた方が増え、かつ、周りの方にも広めていただくと、裁判についての理解が国民の間に深まっていくということを考えていたわけですが、皆さんの話をお聞きしまして、非常に心強く思っております。

具体的な内容に入りますが、今回、バス停で被害者の女性に悪いことをしてしまったという事件と放火の事件では、被告人が心神耗弱であるという主張が出ており、殺人事件につきましては誤想過剰防衛という、言葉だけからすると難しい概念がでていましたが、これらを審理の中でうまく理解できたかどうかについて伺います。

まず、バス停事件についてですが、この被告人には知的障害があつて、その程度が高くはない、心神耗弱であると言われていたのですが、そういう知的障害者の特

性とか生活状況とか、なぜこういうことをしてしまうのかといった事件の背景をきちんと理解できたかどうかについてはいかがでしょうか。理解といっても、冒頭陳述で理解できたか、バス停の事件ですと、鑑定書を要約したもので理解できたのか、障害者福祉の専門家の話を法廷で聞いて、それらを通じて理解できたのかどうかですが。逆に理解しにくかったとすればどういう点が理解しにくかったのか。

( 1 番 )

最初は心神耗弱について理解できなかったのですが、資料とグループホームの方の説明と裁判長の説明で、100パーセントではありませんが、8割は理解できました。

( 司会 )

この被告人の場合だと、自分の欲望をなかなか我慢できないところがあり、それが一人前の人とは少し違うというあたりが問題になっていたと思いますが、そうするとまた同じことをやってしまうのではないかというおそれが普通の人よりは高くなってしまふ可能性があります。そういう場合、どういうふうに責任を考えたらよいのか。そのあたりはどう理解されたでしょうか。

( 1 番 )

悩んだのです。刑務所に入れてしまえばよいのか。今まで家のことをやっていたことを考えると、もうちょっと、何とか立ち直るのではないかと、チャンスがあるんじゃないかということで結構葛藤した部分はあります。頭からだめというわけにもいかないし、とりあえずグループホームの方が助ける、目を離さないという形だったので、入れてしまうよりは人と接することで何とか立ち直るのではないかと。

( 司会 )

普通の人よりは責任は少し軽くていいということは納得できましたか。

( 1 番 )

軽くてよいというか、結局自分で良い悪いをある程度判断できないので、こちら側、グループホームの人が、これは良いこと、これは悪いことと繰り返し教えてい

くしかないと思いました。

(司会)

そういう問題点があっても，こちらが辛抱強く教えていけば，立ち直ることができのだからと。

(1番)

結局だめかもしれないけど，可能性がないわけではないのかなと。

(司会)

もう一つのほうは，いわゆる精神障害・精神病の関係で普通の人よりは責任が軽いのではないかということで，鑑定をした医師が，プレゼンテーションをして説明した事案ですが，病気についての理解などはきちんとできたでしょうか。責任能力で心神耗弱という言葉が簡単に頭に入ってきたでしょうか。それとも当事者の説明を聞いても難しいところがあったでしょうか。

(5番)

当事者の説明というか，裁判長の話聞いて裁判当時はわかっていたつもりです。今思い出すことはできませんが。

(司会)

法廷では医師がプレゼンテーションソフトを使って説明していたと思いますが，そのときはどうでしたか。

(5番)

先生の説明はほとんどわかりませんでした。わかったのは入院して治療すれば治ると，それだけはわかりました。

(司会)

病気が犯罪にどういう影響を与えているかとか，そもそもその病気はどんな病気かについてはどうですか。

(5番)

その当時はわかっていたと思いますが。ただ，病気のせいかわからないのですが，

被告人が話していることが弁護人と食い違うことがあって、戸惑いました。

(司会)

話す内容が食い違うのは病気のせいかどうかについては。

(裁判官)

確かに病気の影響が法廷での発言にもありました。1番の方の被告人もそうですが、被告人を見ていると、普通の方とは違うという印象を、裁判員の方々が持ったと思います。これはどうしたことだろうということがきっかけになって、普通の人と同じ扱いでいい事件かどうかについて、皆さんから意見を言っていたと記憶しております。

(司会)

知的障害であればはっきりわかるのですが、話す内容とか応答ぶりとかそういうところから理解できたでしょうか。

(裁判官)

若干こだわりの点がありましたね。

(1番)

一つのことにはこだわりがありました。

(裁判官)

放火の事件でも普通の人と発想法の違いがありましたね。

(5番)

はい。ある程度学力はあるのですが、服装が夏でも冬でもずっと一枚の同じ服とか、新しいものを買ってきても捨ててしまうとか、そういうところがちょっと普通の人とは違っていました。

(司会)

この病気はもともと知的レベルの高い方になるようで、一見してもどこがおかしいかわかりませんが、話をしているとなんとなくわかってくる程度で、扱いを別にする、責任は異なるということがなかなか理解できない、と今までの裁判員裁判で

も感想として寄せられています。そこはどうでしょうか。

( 5 番 )

病気が頭にあるので、やはり、少し病気を踏まえた方がいいかなという向きがありました。

( 司会 )

医師の鑑定は理解できたかもしれないけどよく覚えていないということですが、例えば専門用語がちょっと多すぎるとか、何か気になった点がありますか。

( 5 番 )

ほとんど頭に入らなかったですね。

( 司会 )

誤想過剰防衛について、最初は当事者から説明があったと思うのですが、誤想過剰防衛とはどんなものかというイメージはわかりましたか。

( 6 番 )

聞いたことのない言葉だったのですが、根気よく教えていただいて理解できました。

( 司会 )

文字にすると難しいのですが、事実関係でどういう点が問題になるのか討論する形になるかと思います。最初、冒頭陳述で検察官や弁護人が説明することになりますが、そのときはどうでしたか。

( 6 番 )

その時もわかりましたが、裁判長に説明していただいて大体 8 割くらいわかりました。あとちょっとしっくりこないところは、裁判の間に理解できたはずです。

( 司会 )

実際討論するときは、例えば、被害者が包丁を持っていたかどうかとか、そういう形で評議することになりますが、そのあたりは覚えていますか。

( 6 番 )

いろいろなことがあったので、あまり詳しくは覚えていません。

(裁判官)

この件については、被告人が自分の家から包丁を一本持って行ったところが始まりで、被害者が途中で包丁を持ち出したかどうかよくわからないまま審理しているというところがあります。

(司会)

殺されると思ったという話も出ているようですが、本当に思ったかどうかいろいろ議論していったのでしょうか。

(6番)

そうですね。可能性から考えていくという感じでした。

(司会)

被告人のほうがり思い込みで反撃するつもりでやったかどうかという点について、意見はきちんと言えたということでしょうか。

(6番)

言えたと思います。

(司会)

概念自体はいろいろ難しい言葉を使っていますが、具体的な事件にあてはめると何とか理解できるということによろしいですか。それとも心神耗弱が問題となる事件は裁判員には相応しくないというお考えでしょうか。

(裁判官)

今回、結論としての心神耗弱については争いがありませんでした。

(司会)

それで病気の影響があるから普通の人よりは少し軽くしなければならないということはご理解いただけたでしょうか。

(1番)

はい。



( 司会 )

証人尋問と供述調書の話になりますが、例えば放火の事件ですと、証人として出てきたのが精神状態についての医師と情状関係のお母さんで、放火で怖い思いをしたり、被害を受けた近所の人については、全部供述調書を朗読するという形で進んだようですが、その点について、こういう人を呼んで法廷で聞いてほしかったということはありませんか。

( 5 番 )

呼ばなくてもよかったのではないかと考えています。

( 司会 )

そこまでの手間をかけなくてもよいと。

( 5 番 )

はい。

( 司会 )

怖かったとか、また、ある程度被害を受けた方もおられますが。

( 5 番 )

そこまでは必要ないという気がしました。

( 司会 )

バス停に連れ込んだ事件ですが、被害者の方を呼んで調べていますが、争いになっている点以外については、供述調書で済ませているようですが、何か感じたことはありますか。

( 1 番 )

それはそれで納得して聞いていました。

( 司会 )

特にこの人にこの点を聞きたいということはありませんか。

( 1 番 )

見ていた近所の方の話も調書で理解できましたから、今回に関してはなかったで

す。

(司会)

殺人事件については、ほとんど証人から事情を聞いて、どういうことがあったかを認定していくということだったと思います。ただ、実際目撃しているのは外の場面だけで、中で何があったか見ている人はいなかったようですが、証人尋問を直接聞いていてよかったと思われる点や、逆にこういう人については法廷にまで呼ばなくてもよかったのではないかなど、そういった感想はありますか。

(6番)

正直、現場を直接見ていた近所の方が話をしに来るとは考えていなかったのですが、しっかりと話をされていて参考になりました。あとは大体聞きたいなという関係の方の証言があったので、特に問題はありませんでした。

(司会)

わかりやすいかどうかというと、聞くほうがうまく質問できなかったり、細かく聞きすぎて長くなってしまったりとわかりにくくなってしまっているところがあるのですが、今回はどうでしたか。

(6番)

特に長いとか短いとか思わなかったです。それぞれの方が言いたいことを言われたのかなと思いました。

(司会)

証人尋問がうまくいき、証人の話もわかりやすかったということでしょうか。

(6番)

そうですね、はい。

(司会)

雑木林に連れ込んだ事件ですが、証人は警察官3人と被害者を調べていますが、どうでしたか。そんなに沢山呼ばなくてもいいとか、質問が長すぎたとか、細かい点にこだわりすぎたとか、何か感想がありましたら伺いたいのですが。

( 2 番 )

正直，証人尋問は長いと思いました。争っている点は1点だけなのに，その他についての状況を頭に入れなければならないことが多くなりすぎて，どこに的を絞ったらよいのかわからなくなるところが少しありました。

( 3 番 )

警察官に対する質問が長いというか，同じ質問をしつこく聞いたりとか，そこまで聞かなくてもいいのではないかという質問が多々あったように思います。未成年の方については，別室からの証言でしたが，勇気のある子だなと感心しました。

( 司会 )

ビデオリンクという方式で，回線をつないだモニターで見たということですね。

( 4 番 )

警察官が3人で，犯行当時，わいせつ目的があったかなかったかとか，「騒ぐな」とか「殺されたいか」と言ったかどうかというところが主でしたが，捕まった後の立ち位置だとか，そういったところまで証言があると，核の部分というか必要なところから遠くなっているような気がして，そこまで考えると核の部分が薄れてくるというか，ごちゃごちゃになってくるような感じがしました。

( 司会 )

冒頭陳述を聞いて，わいせつ目的があったかどうかといった認定をするにあたってのポイントはわかりましたでしょうか。それもたくさん挙げすぎていたでしょうか。

( 4 番 )

こういう犯罪を犯したんだなということは，たくさんの資料や警察官の証言から事実だったのかなと思うのですが，わいせつが目的だったかどうかについて，弁護士から聞くと天秤のように揺らいでしまうにもかかわらず，ちょっと遠い話になってくると余計混乱してしまいました。裁判員6人と裁判官3人との話の中で適切な判断ができたのではないかと思います。

( 裁判官 )

その事件については、中心となる争いのある部分以外のところの児童買春、児童ポルノの部分は調書だけでやったのですが、同じことを5回繰り返したようなところはどうだったでしょう。

( 司会 )

それぞれの被害児童の調書とその親御さんの調書があったかと思いますが、同じような内容になってしまって、私も経験があるのですが、同じことをずっと繰り返し聞いて、裁判員から退屈したという感想を聞いたこともあります。その事件の特色というかこの点を強調したいということがそれぞれうまく供述調書にまとめてあるとわかるのですが、そうでないと何度も同じ繰り返しになってしまうのですが、どうでしたか。

( 4 番 )

多少長かったのですが、両親の言葉や被害者の未成年の子たちの言葉は、重要なことだと思うので、流れとしては支障なかったと思います。

( 2 番 )

初日に調書をずっと読まれて、それが大事なのか、大事でないのかという判断ができなかったので、とりあえず一生懸命聞かなければいけないと思ったのですが、同じことをずっと読まれていると、最初は緊張しているので大事だなと思って聞き、その後からの情報が薄れてくるというか、大事なのか、大事でないのかという判断は初日では少し難しかったかなと思いました。

( 3 番 )

最初はすごく難しく、同じ事ばかり挙がっていると思ったのですが、事件を理解するにあたって、知識として入れておく必要があると思いました。

( 司会 )

どの事件でどう言っていたか記憶に残りましたか。児童ポルノのことですが。

( 3 番 )

たくさんありすぎて、どんな内容だったかメモを取っていたので、頭には入ってきていないのですが、いろんな県にまたがって跳び回っている人だったので、そういう面については頭に入りました。

(司会)

同じようなことをやっても、区別できるように、呼び方などを工夫する検察官もいますが、今回はどうでしょうか。

(検察官)

児童ポルノについては、同じことを何件も同じような人に対してやっていることを理解してもらいたかったということです。

(司会)

それぞれの被害感情とか、犯行によってどういう影響があったかについては、個別の話なので、そこはきちんと調書を読んでいただかないと困るということですが、それ以外の点で、直接話を聞いてみたいという要望はなかったでしょうか。どんな人がこんな被害に遭ってしまうのだろうかとか、今どんな思いをしているのだろうかとか。そこまで必要ないということではよいのでしょうか。

(2番)

児童ポルノの事件に関しては、100パーセント被害者であるといえないのではないかという考えもあったので、嫌だったとか辛いとかを聴く必要はなかったのかなと思っていました。

(司会)

証拠調べではビデオや写真を使用したこともありました。3人の裁判員経験者が参加した雑木林の事件では、現場の状況を理解するためにビデオが用いられましたが、理解する上でよかったのか、それほどでもなかったのか、もう少し工夫が必要だったのか、あるいはかえって誤解が生じてしまうとか、いかがでしたか。

(4番)

いろんな角度からいろんな写真やビデオを見ました。状況についてはよくわかり

ましたが、あまりにも多くの角度から撮影されていて、いったいどの角度から撮影された写真であるのか、わかりづらかったので、もう少し絞ったほうがいいと思うこともありました。警察官の動きも重要ですが、その写真も多かったです。

( 司会 )

ビデオについては、撮り方も難しいですが、倍率をいくらでも調整してわかりやすくすることも可能で、実際、人の目で見るときと同じなのかという問題もありますが、その点も含めていかがですか。

( 4 番 )

ビデオでは、被害者の女性の動きがわかりやすかったです。しかし、同時刻のシチュエーションでの撮影であれば、もっと話はわかりやすかったと思います。また、実際とは違って結構明るいときのものであったので、状況は把握できますが、疑問には感じました。

( 司会 )

同じ時刻、同じ場所、また同じ季節での状況は、木などがあると設定しにくいですが、暗くても性能がよければ、かなり明るく映るので、人の目と同じなのかという問題はあります。

( 2 番 )

写真もビデオも、裁判員に状況を伝えたいということは感じましたが、私の中では、こちらから撮りましたとか、ここから歩きましたとかはわかったのですが、そのポイントとポイントを線で結ぶことは難しかったです。場所を把握し、事件がいつ起こり、警察官が現場まで歩いて何分かかったとか、走って何分かかったとかはわかりましたが、情報を一つのストーリーとする作業は難しかったです。

( 3 番 )

私も同じで、写真はわかりやすかったです。それがポンと出たときにどこの場所であるとかが抜け落ちて、写真がたくさんありすぎて記憶することが大変でした。また、明るいときに撮影されたものであったので、事件の実際の時間帯だとどうなの

かなとも思いました。

( 司会 )

殺人事件では生々しい遺体の写真ではなく、加工した写真を使用していた点はいかがでしたか。

( 6 番 )

刺し傷が前面にも背面にもたくさんあり、正直、気分が悪くなりました。でも、倒れ込むほどのものでもなく、無理に見なくてもいいということだったので、モニターはときどき、ちらちらと見る感じでした。刺激が少ないようにスモークがかかっていたのですが、じっと見ていると見えてきました。致命傷となるような大きい傷ははっきり目で見えるべきだと思いますが、細かく小さな浅い傷は、全部を見る必要はなく、例えば何番から何番までのものは、絵などを使ってまとめてあってもいいと思いました。

( 司会 )

私の経験では、人体図を利用して前と後ろに書き込んで、これだけの傷がありましたと説明し、周りが大きく映らないように致命傷だけを写真で示した例がありましたが、そういうやり方がよかったということですか。

( 6 番 )

他の人はどうか分かりませんが、個人的にはそういうのがよかったと思います。長々と全部を見る必要はなかったと思います。

( 裁判官 )

写真については、1枚ごとに細かく深さや長さが何センチメートルとか説明がありました。

( 司会 )

放火事件の火事現場の写真はどうでしたか。

( 5 番 )

多すぎました。見物人の写真がなぜ必要なのか、もう少し減らした方がかえって

わかりやすかったと思います。

( 司会 )

燃えているときの現場写真ですか。

( 5 番 )

燃えた後の写真です。

( 裁判官 )

近所の人びびりして慌てて出てきた様子の写真により，検察官は社会的影響が大きかったことを立証しようと思ったのではないですか。火の手があがったときの写真は多くなかったですが，消火活動中の写真がかなり多くありました。

( 司会 )

次に，証拠の過不足の点ですが，被告人を実刑にするか執行猶予にするか迷うような事案で，実刑になったら刑事施設でどう処遇するのか，執行猶予になればどのように更生させるのか，あるいは保護観察になるとどのように生活を送るのかなどの情報が不足していたために，判断に迷ったということはありませんでしたか。

( 1 番 )

裁判長を含め，裁判官の説明で十分でした。また，それについてのモニターでも十分理解できました。しかし，そのような説明がなかったら迷うところがありました。

( 司会 )

モニターとは。

( 1 番 )

こういった場合は，こういう判決が出たという統計データは参考になりました。

( 5 番 )

執行猶予になった後のことや医療刑務所でのことについては，かなり議論しました。病気のために刑が減輕されていることも加味しました。

( 司会 )



医療刑務所についての説明もありましたか。

( 5 番 )

ありました。

( 司会 )

もう少し、こういう説明や資料があった方が充実したと思う点はありましたか。

( 裁判官 )

本格的に説明しようとする、刑務所見学をしないといけないということになります。刑務所のパンフレットや裁判官からの説明もありましたが、決めなければならぬ刑罰の中身についての説明で足りない点などはありましたか。

( 1 番 )

医療刑務所ではカリキュラムを組んで生活すると言っていましたが、今思えば、もう少し詳しく聞きたかったです。

( 裁判官 )

福祉施設については、法廷の中で、知的障害者に関与していた証人からかなり詳しく説明があったと思います。

( 司会 )

知的障害者の処遇については、改革が進められている段階で、難しい問題があり、十分な手当ができていないのが実情で、現時点ではきちんとした資料を出すことは難しいです。

それ以外の、証拠の出し方の点で工夫してほしいことはありましたか。

( 6 番 )

事件の中で、いろんな人が被告人に電話をかけていたのですが、そのやり取りが、証拠書類の上の方から、かけた順に縦にずっと並んでいました。欲を言えば、例えばAさんがかけた部分とBさんがかけた部分を違う列で表した図面として視覚でわかった方がよかったと思います。また、着信と発信が同じ列になっていましたが、これも図にしたほうがわかりやすかったと思います。

( 裁判官 )

事件によっては、そのようになっている証拠もありますね。

( 司会 )

確かに、もう少しわかりやすく図にまとめることもあることはありますが、この事件は、そこまでではなかったということですね。

( 裁判官 )

審理や評議が時間不足であるとか、長すぎると感じたことはありましたか。

( 司会 )

あるいは検察官や弁護人が、書類を朗読するのが速すぎてついていけないということはありませんでしたか。きちんと理解できましたか。

( 裁判官 )

2 番の方は、書類が多いと感じられていたのですか。

( 2 番 )

それが普通かどうかはわかりませんでした。書類がすごく多かったです。初日に裁判所からファイルを渡されましたが、目を通しただけで頭に入れるだけの時間はありませんでした。外に持ち帰ることができないので、その場で考えないといけないと思っていたのですが、裁判が始まると、評議室では他の裁判員の意見も聞かないといけないので、書類をじっくり読むことができませんでした。

( 司会 )

量が少ないとポイントがわかりやすいでしょうけど、情報量が多くてわかりにくかったということですか。

( 2 番 )

そうです。

( 裁判官 )

ファイルというのは、選任後、起訴状写しや審理計画表のほか、裁判のルールや説明を記載した書面のファイルを裁判所から渡していますが、そのことですね。

( 2 番 )

そうです。

( 弁護士 )

私が扱った裁判員裁判の件数は3件ですが、検察官の求刑のほか、弁護人からも求刑をしました。両方から求刑があった場合、その位置づけについてはどのように感じられましたか。その間の範囲で決めなければならないかと思っていましたか。

( 司会 )

求刑は一定の根拠には基づいて行われていますが、私の場合は、あくまで単なる参考であり、それに縛られるルールはないと説明していますが、どうですか。

( 1 番 )

求刑についてこだわりはありませんでした。とりあえず自分の考えで出すように裁判長からも言われていました。

( 司会 )

雑木林の事件では、事実を争っていましたね。

( 裁判官 )

暴行、傷害の点については認めていました。求刑についてどのように捉えていましたか。

( 6 番 )

正直、そこまでは覚えていませんが、自分の中では参考程度と思っていました。

( 司会 )

結果は、弁護人の量刑意見に近いものだったようですが、弁護人がそう言ったからといって、弁護人の意見に導かれたわけではないですね。

( 裁判官 )

皆さんもそう理解したのではないですか。

( 司会 )

次に、審理だけではなく選任手続から含めて、困った点や変えてほしいと思った

点はありましたか。

( 5 番 )

実際の裁判を事前に見せてほしいと思いました。いきなりどきどきしたまま法廷に入るのは度胸がいらいます。午前中に選任されたあとの午後に別の裁判があれば、できれば見せてほしいです。

( 裁判官 )

一般的には、午前を選任され、引き続き午後から審理ということになります。

( 司会 )

法廷の傍聴を組み入れると、裁判員を拘束する時間も長くなりますね。

( 裁判官 )

選任手続と審理を別の日にしたほうがよいという意見はありますか。

( 司会 )

別の期日に審理するのであれば、午後 3 時ころから法廷を傍聴していただくことも考えられますね。

( 1 番 )

自分のときは、金曜日の午後 3 時から選任手続があり、土日を含めて何日か挟んで審理に入りましたが、こんなものかなと感じました。

( 司会 )

すぐに審理に入ってほしいとは思いませんでしたか。

( 1 番 )

それはありませんでした。

( 2 番 )

私のときは、午前を選任手続があり、午後から審理に入りました。期間的にはコンパクトでよかったと思いましたが、会社には午後からも休むということを急いで連絡しました。

( 4 番 )

自分のときも即日審理でしたが、選任されて説明を受け、そのままの勢いで午後  
の審理に入ったような感じでした。選任後、いきなり隣の部屋で名前を書き、宣誓  
書を読まされましたが、流れが速すぎるように感じました。今後の仕事のシフトを  
どうしようかと考えているときに、名前を書いてほしいと言われ、流れについてい  
けませんでした。

( 6 番 )

私は選任の翌日から審理でしたが、心の準備は必要だと思いました。審理までに  
半日ありましたが、それでも短いと感じました。私には即日審理は考えられません。

( 5 番 )

私は午前を選任され、翌週から審理でしたが、午後が空いていたので、法廷を見  
せてもらってもよかったかなと思いました。

( 裁判官 )

2 番、3 番、4 番の方は、中間弁論という一般的ではない手続を経験されました  
が、いかがでしたか。

( 司会 )

被告人にわいせつの目的があったかどうかの審理を行い、ある程度の区切りがつ  
いて、翌週から別の審理に入りましたが、それがわかりやすかったのか、あるいは  
まとめて審理して意見を聞いた方がよかったですか。

( 4 番 )

土日を挟んだので、自分の中で少し整理ができました。改めて公判を振り返る時  
間があり、翌週から児童買春の審理に入ったので、考える時間はありました。これ  
が普通だと思っていました。

( 2 番 )

比べるものはありませんが、これが普通なのかなと思いました。よかったのが悪  
かったのかはわかりませんが。土日に考える時間があったので、結果的にはよかつ  
たのかなと思います。途中、中間でまとめてくれたものを裁判員に伝えてくれ、わ

かりやすかったです。

( 司会 )

今後、裁判員を経験する方にメッセージがあればお願いします。

( 1 番 )

最初に最高裁から候補者になったとの案内が来たときには、どうせ行かなくていいと思っていました。でも2度目の通知のときは行かなければいけないかなど。いい経験をさせてもらったので、進んで参加してもらえればと思います。自分も、もう一度呼ばれても行きます。

( 2 番 )

勉強になり、いい経験にもなりました。最初はすごく嫌でしたが、実際に裁判所に来てみて、考え方も変わりました。自分の考えのほか、他の人の意見も聞けて勉強になりました。

( 3 番 )

最初は戸惑いもありましたが、自分にとってプラスになる部分もありました。初対面の人と接し、話もでき、いろんなことを吸収できました。できるだけ参加すべきだと思います。参加することにより、他人事であった裁判を身近に思うことができました。

( 4 番 )

すごく勉強になりました。また、絶対に被告人席には座りたくないと思いましたが、犯罪は起こしたくないと思いましたが。上から目線ではないですが、裁判所としても、他職種の人が裁判に参加することで、裁判のやり方や角度が変化してくるのかなと思います。そういう意味でいい制度だと思いますし、また通知が来ても、きっと参加します。

( 5 番 )

最初は嫌でしたが、初日に来て帰るときも「執行猶予で終わりだね。」と、他の裁判員と簡単に話していた程度でしたが、進行するうちに実刑にするかどうかで迷

い、ちゃらちゃらした考えでなく、どっしりと腹を据えて考えたいと思いました。

( 6 番 )

選ばれてしまうまでは、他人事と考えており、裁判に関する情報を自分で収集することはありませんでした。何で嫌かと言われると、情報がなく不安だからです。名簿に載ったという通知が来た時点で、今の時代、いろんなところから情報を得ることができるので、恐れず、自分にもできると理解できれば、しっかり務められると思います。

( 記者 )

量刑について、どこで悩んで何を参考にしましたか。また、選任手続後の裁判の傍聴も含め、審理に入る前に必要な情報や心構えは何ですか。

( 1 番 )

数は少なかったですが、統計データを参考にしました。裁判は傍聴したほうがいいかもしれませんが、テレビで見るのとほとんど変わらないし、先入観が入るかもしれないので、見ない方がいいかもしれません。

( 2 番 )

裁判官の話や統計データが参考になりました。選任後に期間を少し空けてくれれば、自分でも情報を集めることができたかもしれません。

( 3 番 )

裁判官の話や統計データが参考になりました。先入観が入ると思うので、裁判は見たいと思いませんでした。

( 4 番 )

裁判官や他の裁判員の話、統計データを目安としました。最初に最高裁から通知がきたとき、同封されてきたDVDを見たかどうか覚えていませんが、選任手続の待機場所で関係のないDVDを流すくらいなら、裁判手続の流れのDVDを見せてもらうのも手かもしれません。

( 5 番 )

執行猶予が付いた場合，被告人のその後の生活がどうなるかを参考にしました。  
量刑については統計データを参考にしました。

( 6 番 )

量刑については，統計データを参考にしました。テレビはあまり見ないので，選任手続のときに，まだ選任されていないタイミングで法廷見学をしました。実際の裁判については可能であれば傍聴席からでも傍聴したいと思いました。

( 司会 )

1 回の裁判で，一通りの手続を見ようとするれば，否認事件であれば続行するので，争いのない事件が対象となります。量刑については，法定刑の中であれば，何でもいいという訳ではなく，資料を見てもらって，裁判官からきちんとした説明をされていたのかなと思います。

( 記者 )

裁判終了後，裁判員同士で集まって，経験について話す機会がありましたか。また，今後，そのようなことがあればという希望はありますか。

( 1 番 )

ありません。特になくてもいいのではないですか。

( 記者 )

裁判員として務めた期間はどれだけでしたか。審理を十分に尽くすという意味でその期間を長いと感じたか短いと感じましたか。裁判員を務めることによってプライベートの時間を潰されたと感じたことがありましたか。

( 1 番 )

金曜日の午後選任後，翌週の火曜日から 4 日間。

期間はちょうどいいと感じました。これが 1 か月だと，どうしようかと悩みますが。プライベートの時間を潰されたとは思いません。

( 2 番 )

午前に選任後，午後から審理に入り 6 日間。



プライベートの時間を潰されたとは思いません。時間も普段の仕事と同様、午前9時から午後5時くらいまでだったので不満はありませんでした。審理をやっているときは長いと感じましたが、終わってみるとそうでもありませんでした。この人の刑を決める期間として妥当かどうかを考えさせられました。

( 3 番 )

午前に選任後、午後から審理に入り6日間。

プライベートの時間を潰されたとは思いません。期間はあらかじめ決められており、その中で審理を行ったので、深くは考えませんでした。

( 4 番 )

勤務先の企業が裁判員制度に理解があったので、有給ではなく特別な休暇を6日間取りましたので、プライベートの時間を潰されたとは思いません。時間帯も朝から夕方で問題なく、審理の期間もこの事件ではそれくらいは必要だと思っていました。やっているとき疲れることもありましたが、改めて考えるとちょうどよかったのかなと思います。

( 5 番 )

金曜日の午前に選任後、翌週月曜日から4日間。

期間は妥当であり、プライベートの時間を潰されたとは思いません。

( 6 番 )

木曜日の午前選任後、金曜日から審理に入り5日間。土日と月曜日が休み。

最初にスケジュールを見たとき、長いと思いました。名簿に載ったときの案内によると2日から3日間が平均とあったので。知識もなかったので、何をそんなにするのかと思っていましたが、始まってみると、内容に相応の期間だと感じました。仕事の時間は削られましたが、プライベートの時間を潰されたとは思いません。

以 上